

2018年度生以降の「公認心理師」国家試験受験資格取得に必要な科目

公認心理師法に基づき、2018年度生から、以下に示すように法令で定められた「指定科目」に基づいて、本学開講科目を設定している。この本学で設定している国家試験受験資格取得に必要な科目の単位を在学中に全て修得し卒業した後、①大学院修了までに大学院生対象の所定の科目の単位を修める（Aルート）、または、②認定された医療機関等での実務経験を2年以上（標準は3年）積む（Bルート）ことによって、国家試験の受験資格が得られる。Bルートの認定施設は、厚生労働省のホームページ（公認心理師法第7条第2号に規定する認定施設）に記載されている。

したがって、この試験を受験しようとする者は、下記の諸点をよく注意して、以下の「指定科目」に対応した本学の開講科目をすべて履修する必要がある。

◎「指定科目」と本学の開講科目

<法令に定められている「指定科目」とそれに対応した本学の開講科目は次の表のとおりである。>

指定科目の名称	本学の開講科目
心理学基礎科目	
公認心理師の職責	PSADL401公認心理師の職責
心理学概論	PSCRL102心理学概論
臨床心理学概論	PSCRL108臨床心理学概論
心理学研究法	PSCRL103心理学研究法
心理学統計法	PSCRL104心理学統計法
心理学実験	PSCRP201心理学実験
心理学発展科目（基礎心理学）	
知覚・認知心理学	PSCRL203知覚・認知心理学
学習・言語心理学	PSADL201学習・言語心理学
感情・人格心理学	PSADL209感情・人格心理学
神経・生理心理学	PSCRL106神経・生理心理学
社会・集団・家族心理学	PSCRL202社会・集団・家族心理学Ⅰ（*）
	PSADL318社会・集団・家族心理学Ⅱ（*）
発達心理学	PSCRL107発達心理学
障害者・障害児心理学	PSADL204障害者・障害児心理学
心理的アセスメント	PSADL311心理的アセスメント
心理学的支援法	PSCRL105心理学的支援法
（実践心理学）	
健康・医療心理学	PSADL310健康・医療心理学
福祉心理学	PSADL213福祉心理学
教育・学校心理学	PSADL307教育・学校心理学
司法・犯罪心理学	PSADL315司法・犯罪心理学
産業・組織心理学	PSADL319産業・組織心理学
（心理学関連科目）	
人体の構造と機能及び疾病	PSADL211人体の構造と機能及び疾病
精神疾患とその治療	PSADL312精神疾患とその治療
関係行政論	PSADL321関係行政論
実習演習科目	
心理演習	PSADS303心理演習
心理実習	PSADP401心理実習

（*）Ⅰ・Ⅱを両方修得する必要がある

<「心理演習」(3年次・秋学期)履修の前提条件>

「心理演習」は、原則として『「公認心理師」国家試験受験資格取得に必要な科目 (P.84)』のうちの次の科目を修得し、所定の手続きによって認められたもののみ履修することができる。

履修希望者が60名を超えた場合は選抜になる。

開講科目等の名称	単位数	配当年次
心理学基礎科目		
PSCRL102心理学概論	2	1
PSCRL108臨床心理学概論	2	1
PSCRL103心理学研究法	2	1
PSCRL104心理学統計法	2	1
PSCRP201心理学実験	2	2
心理学発展科目 (基礎心理学)		
PSCRL203知覚・認知心理学	2	2
PSADL201学習・言語心理学	2	2
PSADL209感情・人格心理学	2	2
PSCRL106神経・生理心理学	2	1
PSCRL202社会・集団・家族心理学 I	2	2
PSADL318社会・集団・家族心理学 II	2	3
PSCRL107発達心理学	2	1
PSADL204障害者・障害児心理学	2	2
PSADL311心理的アセスメント	2	3
PSCRL105心理学的支援法	2	1

<「心理実習」(4年次・春学期)履修の前提条件>

「心理実習」は、「心理演習」および『「公認心理師」国家試験受験資格取得に必要な科目 (P.84)』のうちの次の科目を修得し、所定の手続きによって認められたもののみ履修することができる。また「心理実習」の履修においては、「公認心理師の職責」を並行履修する必要がある。

開講科目等の名称	単位数	配当年次
心理学基礎科目		
PSADL401公認心理師の職責	2	4
心理学発展科目 (実践心理学)		
PSADL310健康・医療心理学	2	3
PSADL213福祉心理学	2	2
PSADL307教育・学校心理学	2	3
PSADL315司法・犯罪心理学	2	3
PSADL319産業・組織心理学	2	3
(心理学関連科目)		
PSADL211人体の構造と機能及び疾病	2	2
PSADL312精神疾患とその治療	2	3
PSADL321関係行政論	2	3

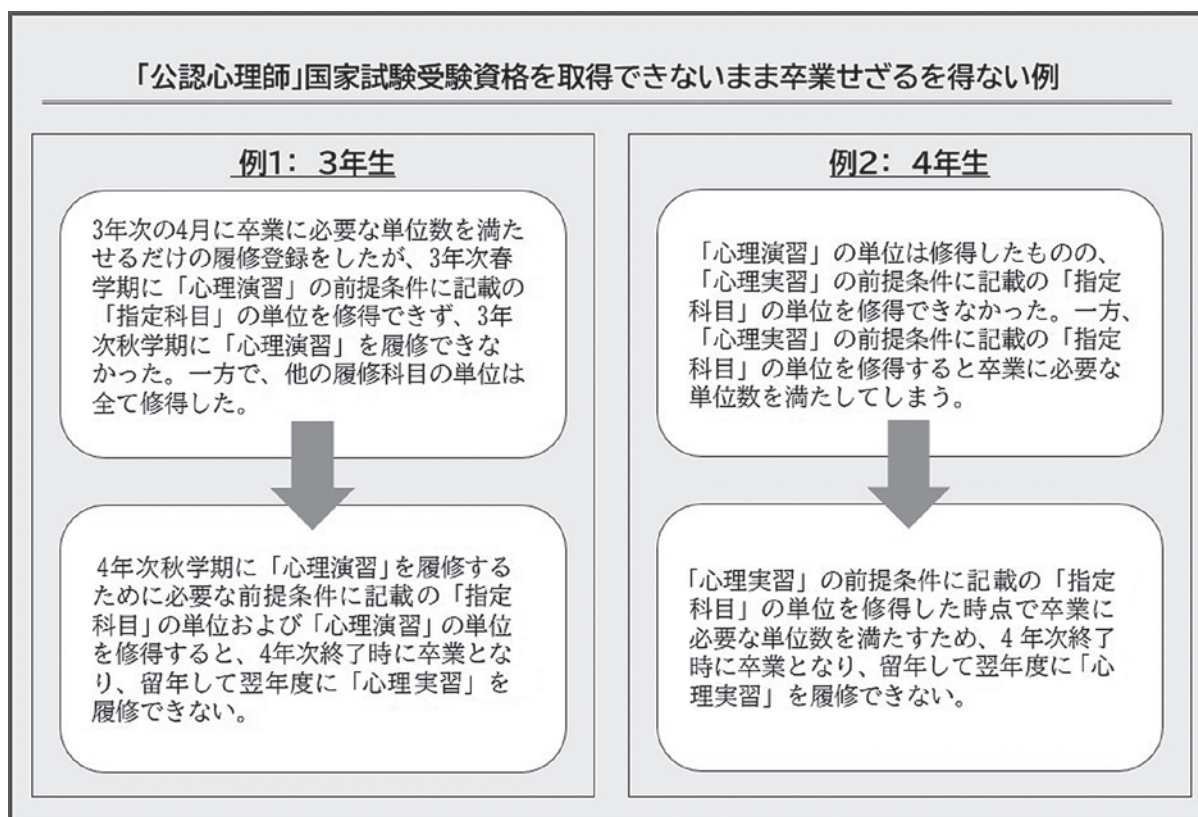
「心理演習」および「心理実習」の履修に関する注意事項

<履修の前提条件、並行履修の可否>

「心理演習」および「心理実習」は原則として、公認心理師の受験資格取得を希望する者のみを対象としている。これらの科目の履修にあたっては、前ページに記載のそれぞれの科目の履修の前提条件を事前に満たしている必要がある。前提条件を満たしていない場合は、履修は認められない。「心理実習」と「公認心理師の職責」の並行履修を除いては、「心理演習」「心理実習」と他の「指定科目」の並行履修は認められない。

<配当年次に履修できない、または単位を修得できない場合>

「心理演習」および「心理実習」を配当年次に履修できなかった場合は、それぞれの科目の履修の前提条件を満たしたうえで翌年度に履修することになる。このため、公認心理師の受験資格取得を希望し、かつ「心理演習」および「心理実習」を配当年次に履修できないまたはその単位を修得できない場合は、卒業を半年または1年以上延期することになる。ただし、4年次終了時点で卒業に必要な単位数を満たしている場合は、公認心理師の受験資格取得に必要な科目が未取得であったとしても、学生および保証人の意向に関わらず卒業となる。現状では、公認心理師の受験資格を取得するためには、少なくとも「指定科目」の単位を在学中に全て修得して大学を卒業する必要がある。このため、公認心理師の受験資格取得に必要な指定科目の単位を未修得のまま卒業すると、公認心理師の受験資格が得られない。なお、大学卒業後に「指定科目」で足りない科目を科目履修等で補うことはできない。



<「心理演習」の定員、履修登録、初回授業への出席>

「心理演習」の定員は60名とする。履修希望者が定員を超えた場合には、GPA等を参考に選考を行う。履修登録では、他の科目と異なる特別な手続きが必要となる。履修する年度の8月～9月にポートヘボンより通知される履修希望調査に回答し、初回授業に必ず参加すること(初回授業を欠席した場合、履修が認められない)。

<「心理実習」の履修登録、初回授業への出席、実習費>

「心理実習」の履修登録では、他の科目と異なる特別な手続きが必要となる。前年度の1月前後に心理学科より通知される履修希望調査に回答し、初回授業に必ず参加すること(初回授業を欠席した場合、履修が認められない)。また、実習費が別途かかるが、詳細については授業で説明する。

<教員免許の取得を目指す場合の教育実習期間>

心理学科生で教員免許の取得を目指す学生は、自身で教育実習先の学校と実習期間を調整することになる。その場合は心理実習の履修期間と教育実習の期間が重ならないよう注意すること。心理実習は毎年4年次の春学期に開講されるので、教育実習期間を4年次秋学期に設定すること。

<今後の変更可能性、ポートヘボンでの確認、2年次秋学期に行われるゼミ選択>

今後、変更が生じる可能性もあるので、新年度になったら、ポートヘボンから自身の入学年度の履修要項に修正がないか、必ず確認すること。また、公認心理師の受験資格取得を考えている者は、2年次秋学期に行われるゼミ選択において臨床系教員のゼミを志望することが望ましい(必須ではない)。

<1年次からの計画的な履修、不明な点の確認>

以上を踏まえて、公認心理師国家試験受験資格の取得を希望する者は、以下の点に留意すること。

-1年次から計画的に「指定科目」を履修し、その単位を確実に修得できるように勉学に励むこと。

-よく考えて履修計画を立て、履修計画で不明な点がある場合は、必ず教務課に確認すること。

-「指定科目」のシラバスの記載事項について不明な点がある場合は、自己判断せず、必ずその科目の担当教員に確認すること。

全学年共通

1. 転学科生が公認心理師試験の受験資格を得ようとする場合、本学では、原則として卒業までに3年以上を要するので注意すること。
2. 公認心理師の資格取得方法は下の図のとおりである。

公認心理師資格・受験に関する情報は下記を参照のこと。

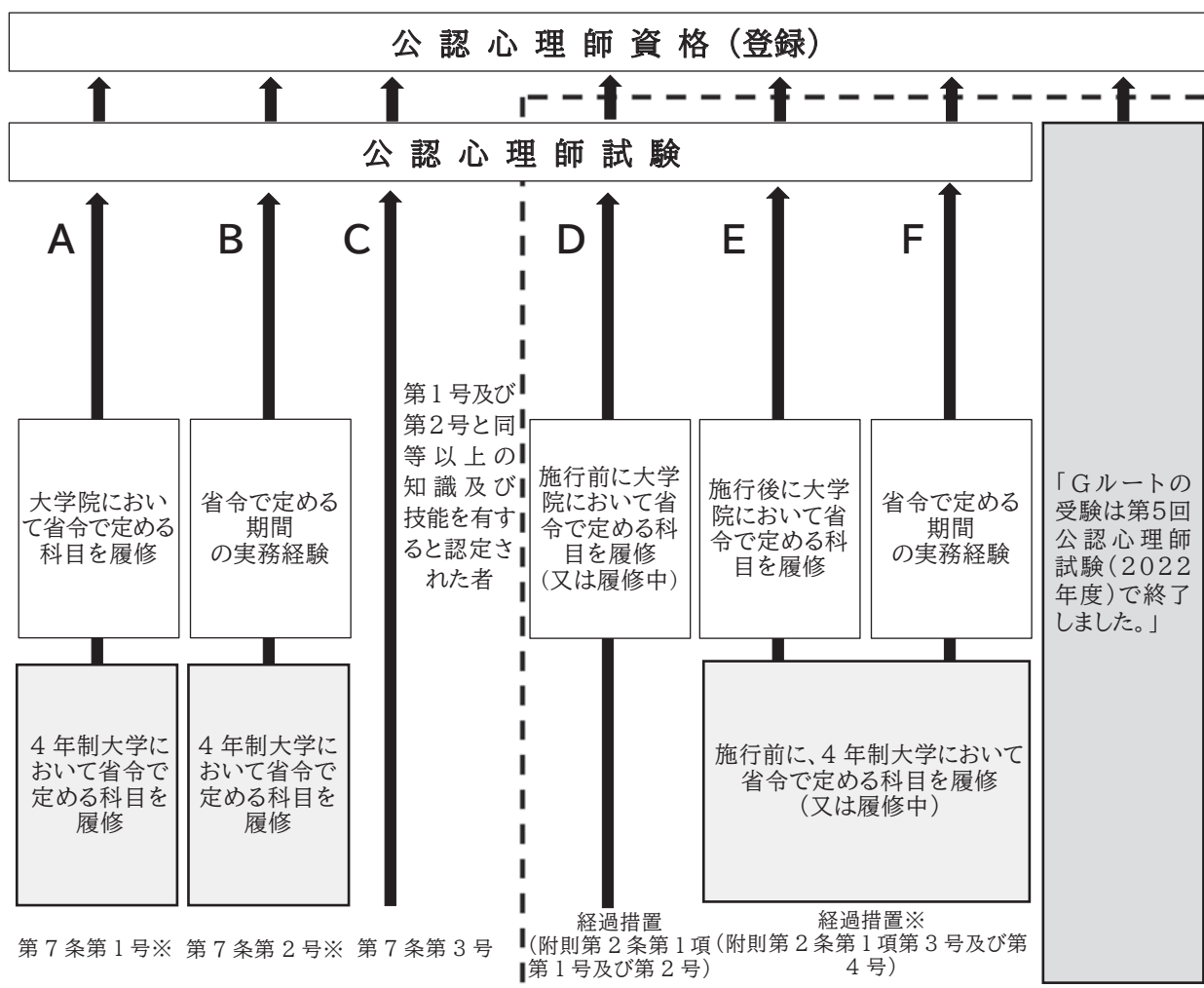
厚生労働省 公認心理師関連ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116049.html>

一般財団法人 日本心理研修センターのページ

<https://www.jccpp.or.jp/Top.cgi>

公認心理師の資格取得方法について



* 該当条文に戻づく受験資格取得者に「準ずるもの」を省令で定めることとされている

(「公認心理師カリキュラム等検討会 報告書」を一部改変)